

注意事項/免責事項
iLine ご利用規約

第1条 (総則)

本規約は、株式会社陽報（以下「当社」といいます）が提供する「iLine（アイライン）」サービスに関する利用条件、お客様・当社間の契約関係を定めるものです。

第2条 (用語の定義)

本規約で使用する用語の解釈は、本規約の他の条項で定めるほか、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「iLine」サービス：本端末機のおおよその位置を検索し、契約者等が当社の運営するスマートフォンアプリよりインターネットを介して当社のサーバーにアクセスすることにより、検索結果（位置情報）を確認するための仕組みを提供する当社のサービスをいいます。なお、「iLine」サービスの詳細は、別紙のとおりとします。
- (2) 本端末機：「iLine」サービスの提供に必要な GPS 端末機をいいます。
- (3) 位置情報：GPS 衛星及び携帯電話用アンテナから計測し推測された本端末機のおおよその位置に関する情報をいいます。
- (4) 契約者：本端末機を購入して当社に「iLine」サービスの申込みの意思表示をされた方のうち、当社が申込みを承諾した方をいいます。

第3条 (申し込み方法)

1. 契約者等は、以下の各号を理解の上、第2項に基づき「iLine」サービスの利用を申し込むものとします。

- (1) 本端末機に搭載される GPS 機能は、衛星からの電波を利用しているため、建物の中、高層ビル群地帯、高圧線の近く、密集した樹木の近くでは GPS の電波を受信しにくい、または受信できない場合があること及びこのような場合、基地局の情報のみを用いて測位を行うこと。
- (2) 前号の事情、基地局の設置状況その他本端末機の電波状況により、位置情報と本端末機の実際の位置に大きな誤差（400m 以上）が生じる可能性があること。

2. 「iLine」サービスの利用を希望する方は、本規約に同意のうえ、当社所定の「iLine」サービス申込確認書を当社または当社指定の第三者に提出する方法でお申し込みください。

3. 「iLine」サービスは、本端末機1個毎にお申し込みください。

4. 前2項の申込み時を含む「iLine」サービスに関して当社にご提出いただいた全ての提出書類及びデータは、理由のいかんを問わず契約者等へ開示、返還いたしません。

第4条 (申し込みの承諾)

1. 当社は、前条に基づく申込みがあった場合、当社所定の審査・手続後、次の各号の一に該当する場合を除き、「iLine」サービスへの申込みを承諾するものとします。なお、当社は、申込みを承諾しない場合といえども、その理由を契約者等に説明、開示する義務、本端末機の返品・代金返金に応じる義務、その他何らの異議等にも応じる義務を負いません。

- (1) 契約者等が実在しないことが判明したとき。
- (2) 「iLine」サービス申込確認書及びその他届出内容に虚偽又は重大な記入漏れがあることが判明したとき。
- (3) 本端末機を設置する物の所有者、利用・管理権限を有する者が本端末機の設置につき同意していないことが明らかなきとき。
- (4) 公序良俗に反する目的で「iLine」サービスを申し込んだことが判明したとき。
- (5) その他「iLine」サービスの運営、当社の業務の遂行上支障があるとき。

2. 当社は、「iLine」サービスへの申込みを承諾する場合、契約者等に「iLine」サービス申込確認書控えを郵送等の方法で送付するものとし、この控えが契約者等に到達した時点で、契約者・当社間に「iLine」サービス利用契約が成立するものとし、但し、契約期間は第7条（契約期間）のとおりとします。

第5条 (利用料金等)

1. 当社は、契約者等に対し、別途定める利用料金で「iLine」サービスを提供いたします。

2. 契約者等は、「iLine」サービスを利用するために必要なスマートフォン、その他機器等を自らの費用および責任で用意するとともに、本端末機の位置情報の取得、メール、アプリ通知、その他通信に必要な通信料金等を負担するものとします。

3. 第9条（「iLine」サービスの変更、追加、廃止、停止）に基づく「iLine」サービスの変更、追加、廃止、停止の場合、本端末機が故障、破損等して利用不可能な状態となった場合及び汚損等により外装交換の必要が生じた場合並びにその他理由の如何に拘わらず本端末機又は「iLine」サービスが利用できない場合といえども、当社は利用料金等を返金できません。

4. 「iLine」サービス利用条件の変更、経済事情の変動等があった場合、当社は、運営する Web サイト又はメール等により、契約者等に事前に通知することにより、合理的な範囲内で利用料金を変更することができるものとし、契約者等はこれに対し何らの異議等を述べないものとします。なお、この場合の精算方法は次条2項のとおりとします。

第6条 (利用料金の支払い)

1. 契約者は、契約期間中の利用料金を一括して本端末機の購入時に本端末代金と同時に当社所定の方法で支払うものとし、

2. 前条第4項に基づき契約期間中に利用料金を変更する場合、当社はおお客様に対し、契約期間の残期間分の利用料金増額分を一括して支払うよう求めることができるものとし、お客様は当社所定の方法でこれを支払うものとし、

第7条 (契約期間)

1. 「iLine」サービス利用契約の契約期間は、「iLine」サービスのスマートフォンアプリインストールの有無にかかわらず、本端末機の設置工事が完了した日から起算して2年間に限るものとし、

2. 前項にかかわらず、契約者等および当社間で協議の上、新たに書面で合意した場合に限り、「iLine」サービス利用契約を更新することができるものとします。なお、更新後の「iLine」サービス利用契約の条件等は、改めて契約者等および当社間の協議で決定するものとします。

第8条 (メール等の送付)

当社は、「iLine」サービス及び当社が提供する各種サービスに関するお知らせ、広告、アンケート等を適宜、メール等で契約者等へ送付します。

第9条 (「iLine」サービスの変更、追加、廃止、停止)

1. 当社は、契約者等の承諾を受けることなく、「iLine」サービスの内容の変更、追加、廃止できるものとします。この場合、当社は、運営する Web サイト又はメール等により、契約者等に事前通知します。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合、契約者等の承諾を得ることなく事前通知なくして「iLine」サービスの一部又は全部を停止できるものとします。この場合、当社は、できるだけ早期の復旧に努めます。
 - (1) 停電が発生した場合。
 - (2) 当社が直接・間接的に利用する電気通信事業者の電気通信設備等（メールサーバー、ネットワーク回線、システム、機器等を当然に含むがこれに限らない）に不具合が発生した場合または定期的もしくは緊急メンテナンスの場合。
 - (3) 当社の設備等（メールサーバー、ネットワーク回線、システム、機器等を当然に含むがこれに限らない）に不具合が発生した場合、データ保守・更新の場合または定期的もしくは緊急メンテナンスの場合。
 - (4) 天災、事故等の不測の事態により、「iLine」サービスの提供が困難な場合。
 - (5) その他やむを得ない事態が生じた場合。
3. 契約者等に責のある事由（第6条（利用料金の支払い）第2項に基づく支払いがない場合、本規約の各条項に違反した場合等）により「iLine」サービスの提供が困難な場合、当社は契約者等に通知なく「iLine」サービスを停止できるものとします。
4. 前3項に基づく、「iLine」サービスの内容の変更、追加、廃止、一部又は全部停止の場合、当社は、「iLine」サービスの提供を免れ、契約者等に損害が生じた場合であっても免責されるものとします。また、本端末機の購入代金および利用料金の返金を要しないものとします。

第10条 (中途解約)

1. 契約者は、第7条（契約期間）の契約期間中に「iLine」サービス利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社所定のメール又は書面を提出する方法で申し入れるものとします。
2. 契約者から前項に基づき解約の申入れがあった場合、申入れが到達した日に契約者等・当社間の「iLine」サービス利用契約は当然に終了し、契約者等は「iLine」サービスに係るすべての権利を喪失するものとします。
3. 前項の場合において終了時に別表記載の利用料金等の残額がある場合、当社は、契約者に対し、別表記載の計算式で求められる金額をご返金いたします。

第11条 (契約者等資格の抹消)

1. 契約者等が次の各号の一に該当する場合、当社は事前通知なく契約者等の資格を抹消できるものとします。
 - (1) 第16条（禁止事項）第1項各号の一に該当した場合。
 - (2) 本規約のいずれかに違反した場合。
 - (3) 所在が不明となったとき又は連絡が不可能となった場合。
 - (4) その他契約者等として不適切と当社が判断したとき。
 - (5) その他「iLine」サービス利用契約の提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。
2. 契約者等の資格が抹消された場合、契約者等・当社間の「iLine」サービス利用契約は当然に終了し、契約者等は「iLine」サービスに係るすべての権利を喪失するものとします。また、当社は、これにより生じた契約者等の損害についても免責され、本端末機の購入代金および利用料金の返金を要しないものとします。

第12条 (再委託)

当社は、本規約の各条項を遵守させうえて、「iLine」サービスの一部又は全部を第三者に再委託できるものとします。

第13条 (権利義務の譲渡等禁止)

契約者等は、本端末機及び「iLine」サービスに関する権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

第14条 (情報等)

当社が契約者等に提供する本端末機及び「iLine」サービスに関する一切の情報（以下本条において「当社提供情報」といいます）にかかる著作権及び特許権等の知的財産権並びにノウハウ等の一切の権利は、当社又は第三者に帰属するものであり、契約者等は、本端末機の購入及び「iLine」サービス利用契約に伴い、当社または第三者より何らの権利の移転又は本規約において定める以外の使用等の許諾を受けるものではないものとします。

第15条 (位置情報の開示)

当社は、警察等の官公署から請求を受けた場合、検索結果の位置情報を開示することがあります。

第16条 (禁止事項)

1. 「iLine」サービスの利用における禁止事項は、次の各号に定めるとおりとします。契約者等が次の各号の一に違反した場合、当社は、契約者等に対し直ちに第11条(契約者等資格の抹消)に定める行為をとることができるものとします。
 - (1) 「iLine」サービスの利用目的以外の利用目的で「iLine」サービスを利用する行為。
 - (2) 本端末機を分解・改造等する行為。
 - (3) 承諾なく他人の車両等に本端末機を設置する行為。
 - (4) 第三者のスマートフォンを不正に利用する行為。
 - (5) 当社およびその他の第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
 - (6) ID・PWを第三者に使用させる行為。
 - (7) 契約者等の資格を第三者に譲渡する行為。
 - (8) スマートフォンの利用に関し公共のマナーに反する行為。
 - (9) 公序良俗に反する行為。
 - (10) 犯罪行為もしくは犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為。
 - (11) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
 - (12) その他「iLine」サービスの運営、当社の業務の遂行上支障がある行為。
 - (13) その他当社が不適切と判断する行為。

第17条 (免責事項)

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、契約者等その他第三者にいかなる責任も負いません。
 - (1) 地図の完全性、有用性、正確性、即時性などに起因する場合。
 - (2) 本端末機が電波の届かない又は届きにくい場所にある場合、電源が入っていない場合、本端末機の損壊・紛失・盗難等、位置情報の受信遅滞又は未達が発生した場合。
 - (3) 第9条(「iLine」サービスの変更、追加、廃止、停止)に基づき「iLine」サービスの内容を変更、停止、廃止した場合及び「iLine」サービスの一部又は全部を停止した場合。
 - (4) 本端末機が故障、破損等して利用不可能な状態となった場合及び汚損等により外装交換の必要が生じた場合並びにその他理由の如何に拘わらず本端末機に不具合が生じた場合。
 - (5) 「iLine」サービスの利用に関連し、契約者等が第三者に対して損害を与え又はこれに起因して紛争が生じた場合。
2. 当社が契約者等に負担する損害賠償は、当社に故意・重過失がある場合に限り、請求の原因・個数を問わず、契約期間中1端末につき契約者が当社にそれまでに支払った金額と同額を上限とするものとします。

第18条 (個人情報の取り扱い)

1. 当社は、契約者等の個人情報を次の各号に定める目的の範囲内で利用するものとし、それ以外の目的では利用いたしません。以下の目的外に利用する必要が生じた場合には、あらかじめ登録された電子メール宛にその旨をご連絡し、契約者等から同意を得るものとします。
 - (1) 受注管理、売上げ・出荷管理、商品発送、請求管理等事務処理。
 - (2) メールマガジンの発行・配信。
 - (3) 位置情報処理。
 - (4) 新製品、既製品等の製品情報の告知。
 - (5) 各種イベント、展示会等の案内。
 - (6) その他、製品運用上に関する各種連絡。
2. 当社は、次の各号に定める場合を除いて、契約者等の情報を第三者に提供、開示、預託いたしません。
 - (1) 契約者等の同意を得ている場合。
 - (2) 法令の規定及び司法手続上必要な場合。
 - (3) 契約者等の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合。
 - (4) 公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合。
 - (5) 前各号の処理を外部事業者に委託する場合。

第19条 (反社会的勢力の排除)

1. 契約者等および当社は、相手方に対し、次の各号の一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下、総称して「暴力団員等」といいます)であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者等および当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。

3. 契約者等および当社は、相手方が前二項に違反した場合、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに「iLine」サービス利用契約を解除することができるものとします。

第20条（規約の変更）

1. 当社は、必要に応じて本規約を変更できるものとします。
2. 当社は、本規約を変更する場合、変更内容又は変更後の本規約を当社が運営するウェブサイトに掲載し又は契約者等に対してメール等で通知します。
3. 契約者等が本規約変更後に「iLine」サービスを利用した場合、契約者等が変更後の本規約を承諾したものとみなします。

第21条（存続規定）

1. 「iLine」サービス利用契約が契約期間満了、解約、抹消等により終了した場合であっても、第13条（権利義務の譲渡等禁止）、第14条（情報等）、第15条（位置情報の開示）、第17条（免責事項）、第18条（個人情報の取り扱い）、第19条（反社会的勢力の排除）、第22条（準拠法）、第23条（合意管轄裁判所）、第24条（協議）の各規定は引き続きその効力を有するものとします。
2. 当社は、「iLine」サービス利用契約が契約期間満了、解約、抹消等により終了した場合、契約者等の情報の全てを直ちに削除するものとします。

第22条（準拠法）

本規約および「iLine」サービス利用契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第23条（合意管轄裁判所）

「iLine」サービス利用契約に関する一切の訴訟については、横浜地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（協議）

本規約に定めのない事項および解釈上疑義の生じた事項については、その必要に応じ、契約者等と当社との間で協議のうえ定めるものとします。

2016年10月制定